

平成30年3月30日制定

平成31年4月1日改正

令和3年4月1日改正

京都市民間建築物（非木造建築物）の耐震化対策事業に係る事前協議実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、次に掲げる要綱の施行に関する事前協議に必要な事項を定めるものである。

- (1) 京都市特定既存耐震不適格建築物耐震化対策事業補助金交付要綱（以下「特定建築物要綱」という。）
- (2) 京都市分譲マンション耐震化対策事業補助金交付要綱（以下「分譲マンション要綱」という。）
- (3) 京都市修学旅行生が利用するホテル、旅館の耐震化対策事業補助金交付要綱（以下「ホテル、旅館要綱」という。）
- (4) 京都市既存耐震不適格建築物緊急耐震化対策事業補助金交付要綱（以下「緊急耐震化要綱」という。）
- (5) 京都市要安全確認計画記載建築物（指定道路沿道）耐震化対策事業補助金交付要綱（以下「指定道路沿道要綱」という。）

（定義）

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、前条各号の要綱において使用する用語の例によるものとする。

（事前協議）

第3条 第1条各号の要綱に基づく補助金の交付を受けて耐震改修等を実施しようとする者（以下「補助事業希望者」という。）は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）第9条の交付申請（複数年度にわたる耐震改修を実施しようとする場合は第1条各号の要綱それぞれに定める全体設計の承認申請）までに、事前協議書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出の必要がないと認める書類又は市長が提出期限を別に指示した書類については、この限りでない。

- (1) 特定建築物要綱に基づく補助金の交付を受けようとする場合にあつては、同要綱第15条各号（第15号を除く。）に掲げる書類
- (2) 分譲マンション要綱に基づく補助金の交付を受けようとする場合にあつては、同要綱第15条各号（第14号を除く。）に掲げる書類

- (3) ホテル、旅館要綱に基づく補助金の交付を受けようとする場合にあっては、同要綱第15条各号（第18号を除く。）に掲げる書類
 - (4) 緊急耐震化要綱に基づく補助金の交付を受けようとする場合にあっては、同要綱第12条各号（第16号を除く。）に掲げる書類
 - (5) 指定道路沿道要綱に基づく補助金の交付を受けようとする場合にあっては、同要綱第15条各号（第17号を除く。）に掲げる書類
 - (6) 複数年度にわたる耐震改修を実施しようとする場合にあっては、当該耐震改修に要する費用の総額及び各年度の出来高予定額並びに完了の予定期日が確認できる書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の事前協議書の提出があった場合において、市長は、次に掲げる要件を満足することを確認し、かつ、第1条各号の要綱に基づく補助金の交付に係る予算の措置を行ったときは、事前協議を完了し、その旨を補助事業希望者に通知しなければならない。
- (1) 対象建築物が、次に掲げる要件を満足していること。
 - ア 特定建築物要綱に基づく補助金の交付を希望する場合にあっては、同要綱第4条各号の規定
 - イ 分譲マンション要綱に基づく補助金の交付を希望する場合にあっては、同要綱第4条各号の規定
 - ウ ホテル、旅館要綱に基づく補助金の交付を希望する場合にあっては、同要綱第4条各号の規定
 - エ 緊急耐震化要綱に基づく補助金の交付を希望する場合にあっては、同要綱第4条各号の規定
 - オ 指定道路沿道要綱に基づく補助金の交付を希望する場合にあっては、同要綱第4条各号の規定
 - (2) 補助事業希望者が、次に掲げる要件を満足していること。
 - ア 特定建築物要綱に基づく補助金の交付を希望する場合にあっては、同要綱第5条各項の規定
 - イ 分譲マンション要綱に基づく補助金の交付を希望する場合にあっては、同要綱第5条各号の規定
 - ウ ホテル、旅館要綱に基づく補助金の交付を希望する場合にあっては、同要綱第5条各項の規定
 - エ 緊急耐震化要綱に基づく補助金の交付を希望する場合にあっては、同要綱第5条各項の規定
 - オ 指定道路沿道要綱に基づく補助金の交付を希望する場合にあっては、同要綱第5条各項の規定

- (3) 診断補助金又は計画作成補助金の交付を受けようとする場合にあっては、補助事業に着手を予定する年度（以下「事業年度」という。）内に当該補助事業が完了（工事請負代金等の支払いを含む。以下同じ。）するものであること。
 - (4) 条例第10条の交付決定後に補助事業に着手（契約の締結を含む。以下同じ。）するものであること。
 - (5) 耐震改修等に関する資金計画が補助事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 3 前項各号の要件を満足していることが確認できた補助事業希望者が多数存在し、かつ、当該補助事業希望者が交付を希望する補助金の総額が予算の範囲を超える場合にあっては、前項の事前協議の完了の通知は、次の優先順位で行うものとする。
- (1) 前項各号の要件を満足していることが確認できた日の順
 - (2) 前号の確認が同日の場合、第1項の事前協議書を収受した日の順
- 4 第1条各号の要綱に基づく補助金の交付に係る予算を臨時的に措置した場合における第2項の事前協議完了の通知には、前項の規定を準用する。

（事前協議書の提出状況等の管理）

- 第4条 市長は、前条第1項の事前協議書の提出状況及び同条第2項の事前協議完了の通知状況について、台帳を作成して管理しなければならない。
- 2 市長は、前条第3項の運用に関し、補助利用希望者から説明を求められた場合には、前項の台帳に基づき、事前協議の提出状況等に関して必要な説明を行うものとする。

（事前協議内容の変更）

- 第5条 補助事業希望者は、第3条第1項の事前協議書の提出後、その内容を変更しようとするとき又は事前協議を取り下げようとするときは、速やかに市長と内容変更又は取下げについて協議しなければならない。
- 2 市長は、前項の内容変更の協議があった場合は、当該協議を申し出た補助利用希望者に必要な指示を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の取下げの協議があった場合は、当該協議を申し出た補助利用希望者に事前協議取下申請書（第2号様式）その他必要な書類の提出を指示するものとする。

（雑則）

- 第6条 第3条第3項（同条第4項で準用する場合を含む。）の規定は、市長が、予算の範囲内において、複数の補助利用希望者に対する補助金の交付予定額を一律に減じて、同条第2項の事前協議完了の通知を行うことを妨げない。この場合において、補助金の交付予定額を減じる方法は、第1条各号の要綱に基づく診断補助金、計画作成補助金及び改修補助金の区分ごとに、それぞれ一律の割合を乗じることを原則とする。

- 2 第3条第2項の事前協議完了の通知にかかわらず、補助事業希望者は、条例第10条の交付決定の日以降に補助金に係る債権を取得する。
- 3 第1条各号の要綱に改正があった場合であって、当該改正により第3条第2項各号の規定を満足しなくなる場合には、市長は、第3条第2項の事前協議完了の通知を取り消すとともに、その旨を当該通知に係る補助利用希望者に通知しなければならない。

(委任)

第7条 この要領の施行に関して必要な事項は、都市計画局建築指導部建築安全推進課長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 ホテル、旅館要綱、緊急耐震化要綱及び指定道路沿道要綱に係るこの要領の規定の適用については、平成30年4月13日からとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。